議案第30号

協定項目21-6 商工労働関係事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

富山地域合併協議会 会 長 森 雅 志

商工労働関係事業の取扱いについて(その2)

商工労働関係については、別紙のとおり調整する。

	事務事業名	事業名 現 況							調整方針	
***		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	明金ノリル	
	規企業立地促進		125 1/ 45 I	1-t-1/1+1	日の主位は中/中川・11日	周の主位は四/完して1	1-t-1/1+1	125 1/ 4× 1		
1	設備の取得費	取得費の10% 限度額2億円 要件:1億円以上の経費 (新規雇用が20人以上) 【県補助1/2】	該当なし		県の直接補助(富山八尾 中核工業団地) 取得費の10%、限度額2 億円(1億円以上の経費、 新規雇用が20人以上) 条例化の予定 限円(1億円以上の経費、 所規雇用が5人以上) 富山八尾中核工業団地に ついては、町単独で補助す る。	ベーションパーク) 取得費の10%、限度額2	該当なし	該当なし	合併時に、この例により の例にしている。 にるるのでは、 にるるのでは、 にるのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 では、 にのできる。 でいている。 でい	
2	における固定 資産に係る補助制度	土地・建物・設備に係る固定資産税相当額(初年度のみ)ただし、土地は3,000㎡までの分1の対象企業を除く		超、増設5人超)	3年間課税免除 農村地域工業等導入促 進法にかかる地区(富山 八尾中核工業団地) 対象:工業生産用設備 (土地、建物、設備)の 取得費3,000万円超(新規 雇用要件なし) 上記以外の設備の取得費 3,000万円超 (新規雇用が新設10人 超、増設5人超)	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間で課税免除相当額を補助するものとする。	
	費補助制度	・3,000㎡超~30,000㎡ 25% ・30,000㎡超~50,000㎡ 15% ・50,000㎡超 10% 限度額1億円(新規雇用 が5人以上) 1の対象企業を除く		・用地取得費の20% ・賃借料の20% (3年間) 限度額2,000万円 (3,000㎡以上、新規雇用 が20人以上)		限度額3,000万円 (5,000㎡以上、新規雇用 が20人以上)	該当なし	10人以上)	用地取得に係る補助制度については、合併時に、富山市の例により統合する。 賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討するものとする。	
4	環境保全施設 に係る工事費 補助制度	工場立地法、緑化推進 条例に基づく緑地の設置 工事費の30% 限度額700万円 公害防止設備の設置 (工場適地に限る) 整備費の20% 限度額1,000万円	該当なし	・廃棄物処理、排水路、 緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円	該当なし	・廃棄物処理施設、排水 路、緑地、池の設置 整備費の20% 限度額200万円	該当なし	・廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置整備費の10%限度額100万円	工場立地法、緑化推進条例 に基づく緑地の設置及い公 害防止設備の設置について は、合併時に、富山市の例 により統合する。 業物処理施 設、排水路等の整備費中町 の例により統合する。	

事務事業名		現 況							
		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
	福利厚生施設 設置に係る工 事費補助制度	工事費の30% 限度額700万円	該当なし	該当なし	該当なし 	工事費の20% 限度額200万円	該当なし	該当なし 	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
6	消雪装置設置 に係る工事費 補助制度	工事費の30% 限度額700万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
	再生資源を原 材料する事業 対する設備投 資に係る補助 制度	設備投資費の20% 限度額100万円 1の対象企業を除く	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例によ り統合するものとする。
	AP 4 1 - 1 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 -	新規雇用者×50万円 限度額1億円 (新規雇用が10人以上)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
	集団化・高度化 による工場等 の設置に係る 補助制度	投下固定資本総額の3% 以内	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例によ り統合するものとする。
100		共同駐車場、消融雪装置、休憩関連施設などの新設、増設、改造・工事費の30%・限度企業団体 1億円商工業団体 1,000万円共同自転車置場などの新設、増設、改造・工事費の30%・限中小企業団体700万円商工業団体 400万円共同事業施設の新設、増設、改築・工事費の10% 用地費は除く(~)		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	共同駐車場の設置費 ・用地取得費の20% (有料駐車場は10%) 限度額100万円 ・用地借地料の20% (有料駐車場は10%) 限度額20万円 ・主体工事費の20% (有料駐車場は10%) 限度額150万円 ・共向自転車駐輪場の設置費(40㎡以上) ・用地取得費の20% 限度額20万円 ・工事費の20% 限度額30万円	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
	周辺の公共的 施設整備(市町 村直接投資)		必要に応じて予算の範囲 内で整備	立地基盤を予算の範囲内 で整備	必要に応じて予算の範囲 内で整備	立地基盤を予算の範囲内で整備	立地基盤を予算の範囲内で整備	・立地基盤を予算の範囲 内で整備 ・村有財産の貸与及び譲渡、工場等敷地の斡旋、 道路及び用排水路事業に 対する協力、労働者住宅 等の斡旋、電力確保斡旋 など	

事務事業名				現 況				調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	神罡 刀到
	制度等							
中小企業向け融資 1 融資制度 単独融資制度 ()内は限度額 単位:万円		該当なし	中小企業育成対策融資資金 (1,000) ・工場等移転資金(2,000) ・節季融資資金 (150)	・中小企業活性化資金 (750) ・節季融資資金 (300)	• 節季融資資金 (300)	• 節季融資資金 (300)	該当なし	合併時に原は 富山市の 融資制度に るものと のは 制度に でかけ のと のけ のと のけ の い で の い で の い で の い で の い で の い で の い で い で
県協調融資制度 ()内は限度額 単位:万円 その他融資制	該当なし 富山駅南街区特別資金	・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 該当なし	・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 該当なし	・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 該当なし	 緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) 小口事業資金 (1,250) 商業活性化資金(新規取	・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 該当なし	・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 該当なし	
度 2 保証料助成制 単独融資制度		該当なし	該当なし	中小企業活性化資金の借 入れに係る信用保証料の 50%	扱い廃止) 該当なし	該当なし	該当なし	合併時に富山市の 保証料助成制度に 統合するものとす
県協調融資制 度	該当なし	該当なし	該当なし		県小口事業資金の借入れ に係る信用保証料の50%	該当なし	該当なし	
他機関制度	商工会地区小規模事業経 営改善資金融資に係る信 用保証料の30%	県経営安定資金(地域産 業対策枠、中小企業特別 支援枠)に係る信用保証 料の1/3	営改善資金融資に係る信	・商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50%・県経営安定資金(地域中小企業特別支援枠及び自己資本充実促進枠を除く)の借入れに係る信用保証料の50%		該当なし	該当なし	

事務事業名	現 況						調整方針	
尹彻尹未口	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
3 利子助成制度								合併時に富山市の
	設備関係資金の融資利率 の年0.7%(一部年1.0%) 分	 	該当なし	該当なし	商業活性化資金に係る利 子の50%(年間30万円を 限度)	該当なし 		利子助成制度に統合するものとする。 なお、既往の融資
県協調融資制 度	該当なし	県小口事業資金の借入金 に係る利子の3%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	県小口事業資金の融資利 率の年0.5%分	分については、新 市に引き継ぐもの とする。
他機関制度	該当なし	営安定資金 (地域産業対	県高度技術化促進資金・ 国民生活金融公庫貸付金 の借入金に係る利子の 15%	該当なし	国民生活金融公庫の設備 事業資金の借入額の0.3% (年間12万円を限度)		・商工会地区小規模事業経営改善資金の融資利率の 年0.3%分 ・小企業等経営改善資金の融資利率の年0.3%分	
1 損失補償制度		l .			l .			合併時に富山市の
	富山県信用保証協会と覚書を締結。 条例に基づく資金 直近3か年平均残高見込額 ×直近3か年平均弁済率× 25%×75%(市負担率) 緊急経営基盤安定資金 融資残高見込額×2.5%(代位弁済率)×25%(市負担 率)	該当なし	失補償契約締結。	失補償契約締結。 中小企業活性化資金につ いて、預託金×協調倍率	富山県信用保証協会と損 失補償契約締結。 商業活性化資金につい て、預託金×協調倍率× 5%(事故率)×30%(負担 率)			損失補償制度に統合するよう、 既往の融は、 新市に引き継ぐものとする。
県協調融資制 度	該当なし				県が保証協会と契約を締結している(町は負担していない)		県が保証協会と契約を締結している(村は負担していない)	